

桜井市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度 >> 平成 31 年度



平成 27 年 3 月

桜井市

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	5
5	計画策定体制と経過	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	桜井市の子どもをめぐる状況	6
2	アンケートからみられる現状	12
3	桜井市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	23

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	25
2	基本的な視点	26
3	教育・保育提供区域の設定	27

第4章 計画の施策内容

1	幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	28
2	地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	30
3	教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項	42
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保	42
5	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	43
6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	43
7	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	44

第5章 計画の進行管理

1	行政機関の連携	45
2	市民や地域との連携	45
3	計画の進行管理	45

資料編

1	桜井市子ども・子育て会議条例	46
2	桜井市子ども・子育て会議委員名簿	48
3	策定経過	49
4	用語解説（50音順）	50

1 計画策定の背景

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより、子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての

両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

さらに、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境の整備が求められていますが、市の中心部では、依然として多くの待機児童が、一方で、子どもが減少している地域も存在しています。

このように、子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、子どもたちが笑顔で成長していくことができるよう、子育て世帯の保護者は日々子育てに励んでいます。

本市では、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩

みや不安を少しでも取り除くことを目指して、取り組みを進めてきました。

今後も、すべての家庭が安心して子育てができるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを、行政を始め地域社会全体で支援していくことが求められています。

さらに、子どもが健やかに育つために、子・親・地域の間につながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成 15 年）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、子ども・子育て関連法の一つである「子ども・子育て支援法」をもとに 5 年を 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとする「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、妊娠、出産期からの子育て家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の 3 つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連 3 法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、第5次桜井市総合計画に掲げられている「観光・産業創造都市 ～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～」の実現を目指し、子ども・子育て支援法に基づく計画として位置づけます。

また、第5次桜井市総合計画の子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけ、すべての子どもの「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

(2) 計画の対象

この計画では、しょうがい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となります。

子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、子どもの教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

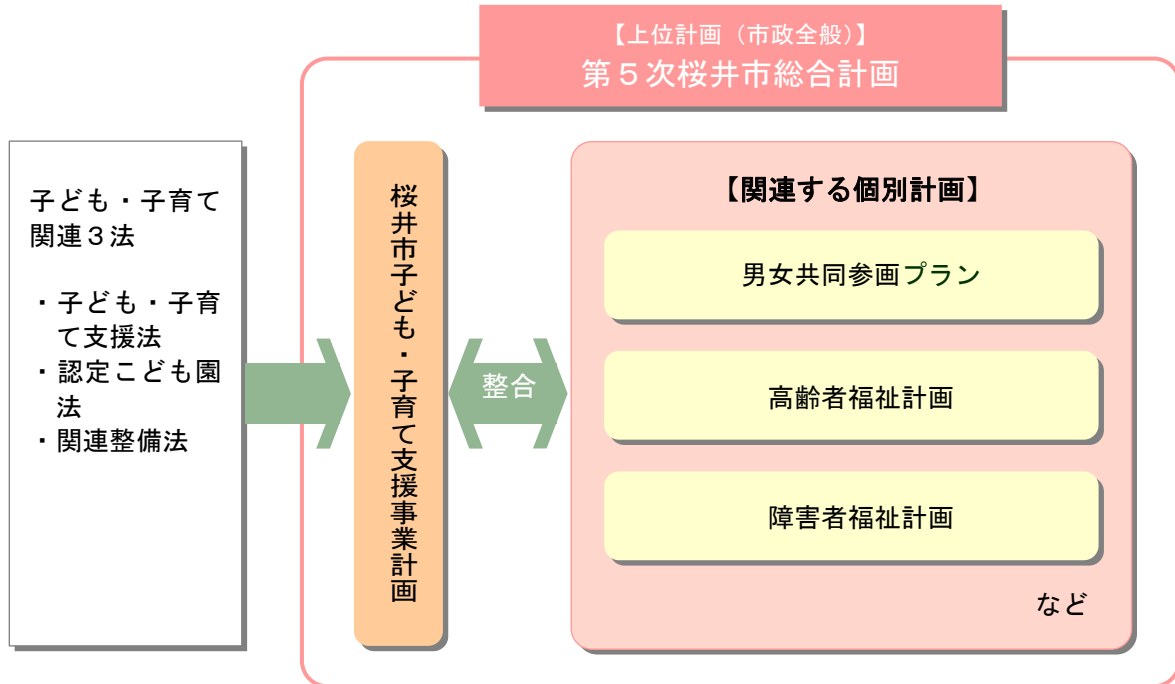
(3) 次世代育成支援対策推進行動計画及び関連計画との関係

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、「次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行うこと」とされています。

そこで、子ども・子育て支援事業計画で対象とする事業の現状と課題について整理し、計画に反映することとします。

また、次世代育成支援対策推進行動計画に含まれる地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、男女共同参画プランなどの諸計画との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

【 計画の位置づけ 】



1 桜井市の子どもをめぐる状況

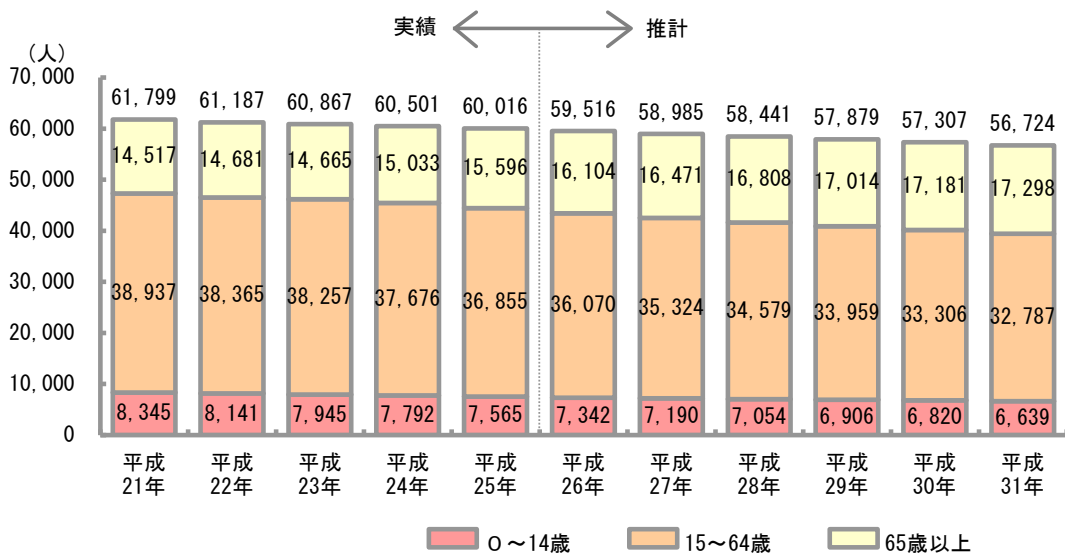
(1) 桜井市の人口の推移と推計



桜井市の人口推移と推計をみると、総人口は年々減少しており、平成25年3月末現在で60,016人となっています。平成26年以降の推計人口も、年々減少していくと推測されます。

また、年齢3区分別人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は微減傾向ですが、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

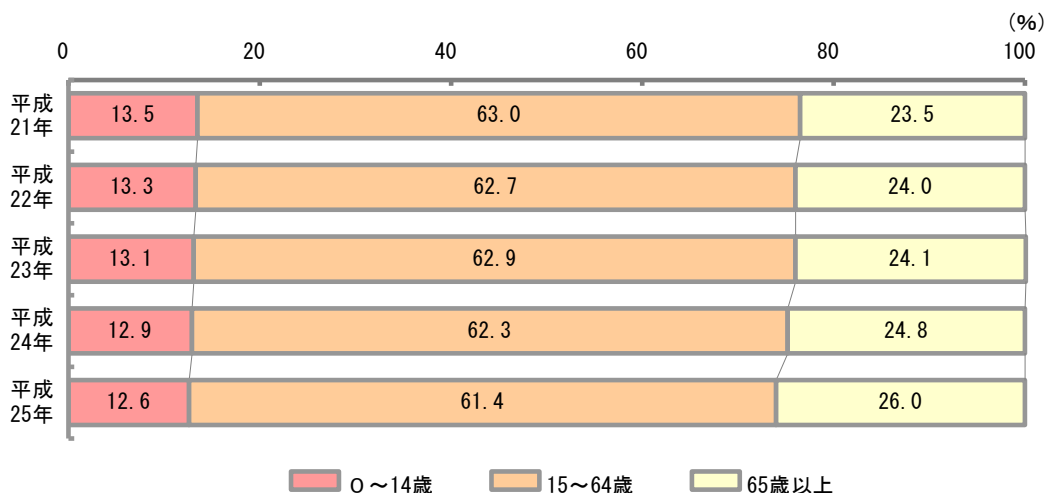
【 人口推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

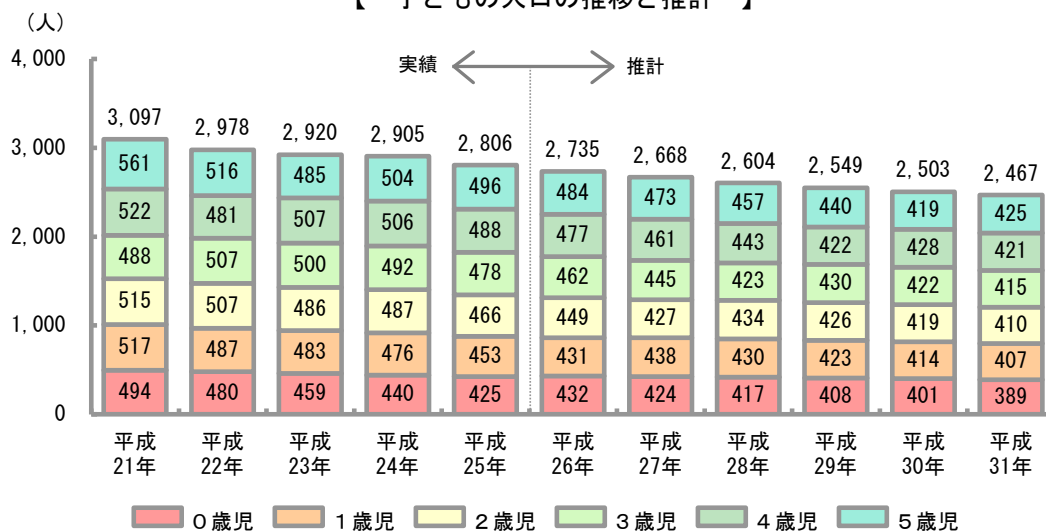


資料：住民基本台帳（各年3月末現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

（2）子どもの人口の推移と推計

桜井市における子どもの人口の推移と推計をみると、0歳から5歳児の子ども的人口は年々減少しており、平成25年3月末現在で2,806人となっています。平成26年以降の推計人口も、減少が続くと推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年3月末現在 平成21～平成24は外国人人口を加味）

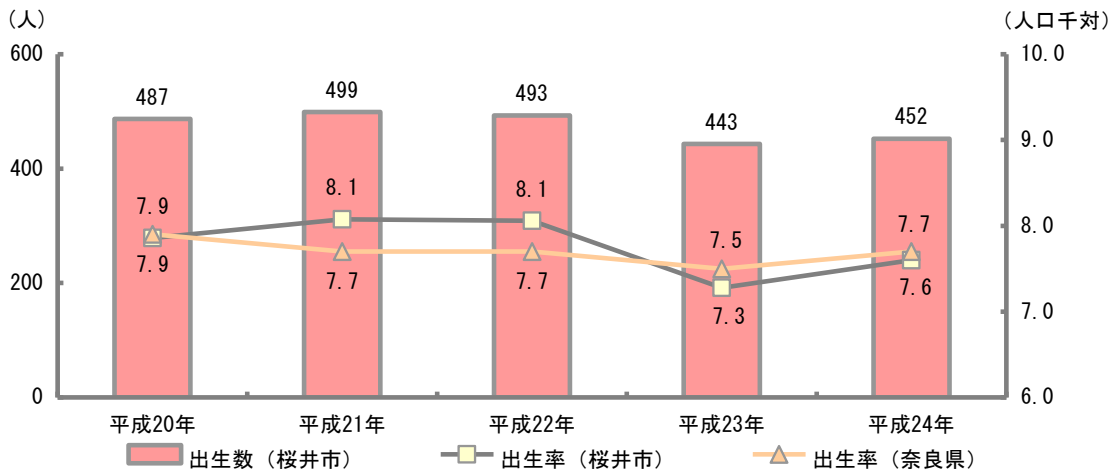
※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 合計特殊出生率の推移

桜井市の出生数及び出生率の推移をみると、出生数は平成21年の499人をピークに以降減少、増加と推移し、平成24年の出生数は452人となっています。

出生率は出生数と同じく、平成22年以降減少、増加と推移し、平成24年に7.6となっています。また、平成23年以降は県の出生率を下回っています。

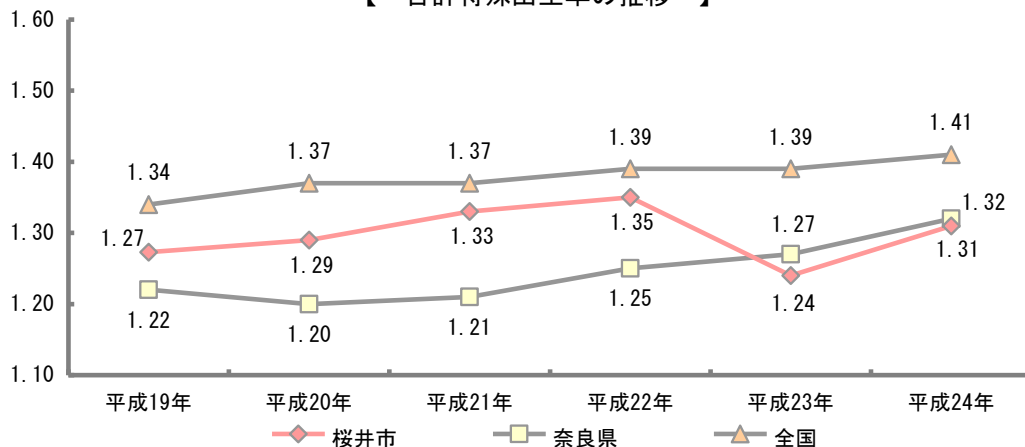
【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：奈良県衛生年報

桜井市の合計特殊出生率の推移をみると、平成22年までは上昇していたものの、平成23年に低下し、平成24年に再度上昇しています。国と比較すると、平成19年以降、国よりも低い水準で推移しています。また、県と比較すると、平成22年までは県よりも高い水準であったものの、平成23年以降は逆転し、県よりも低くなっています。

【 合計特殊出生率の推移 】

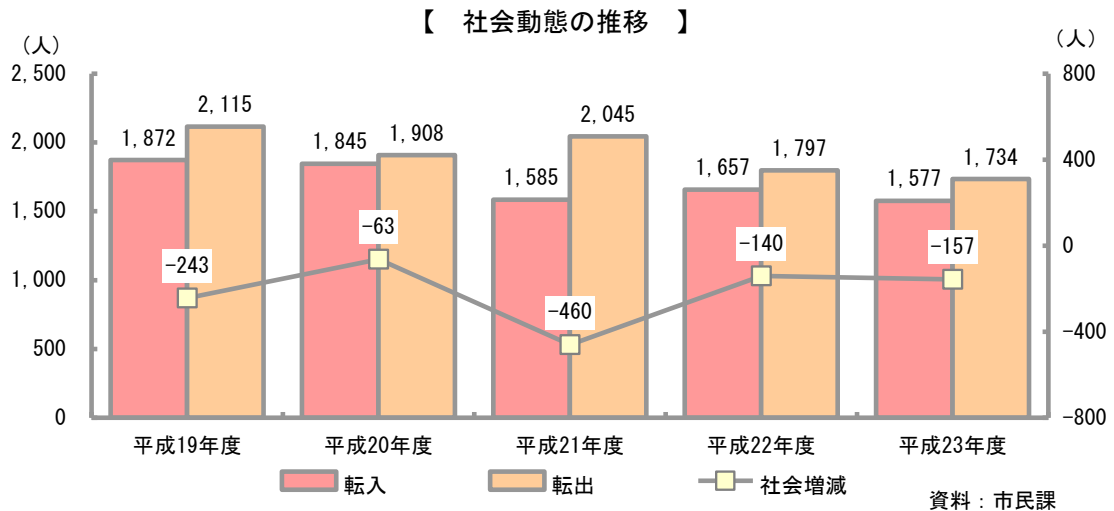


資料：人口動態統計・桜井保健所統計

※ 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

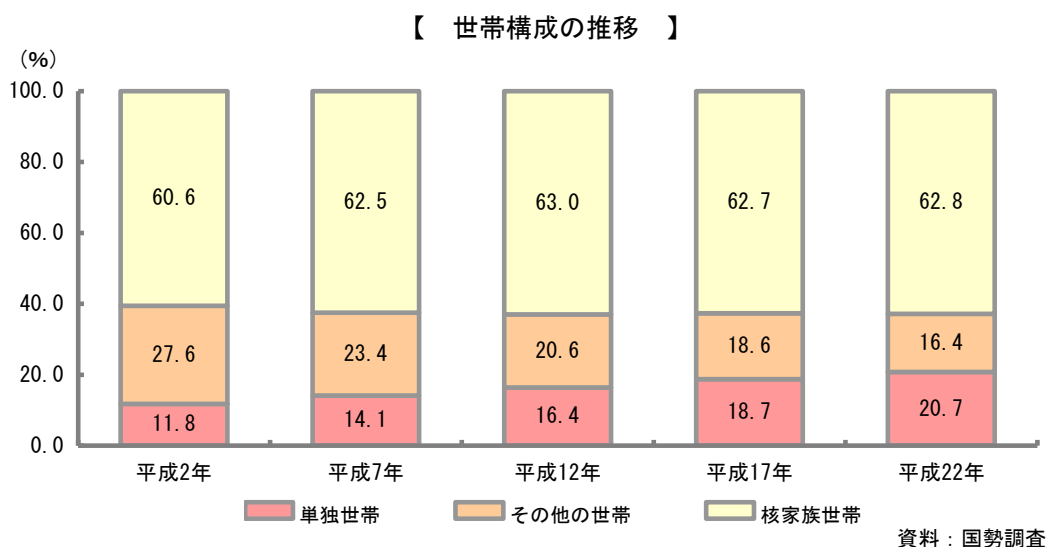
(4) 社会動態の推移

桜井市の社会動態の推移をみると、転入は平成20年度から平成21年度で260人減少し、以降は横ばいです。転出については、平成21年度以降減少傾向です。社会動態は、転出が転入を上回る社会減の状況で推移しています。



(5) 世帯構成の推移

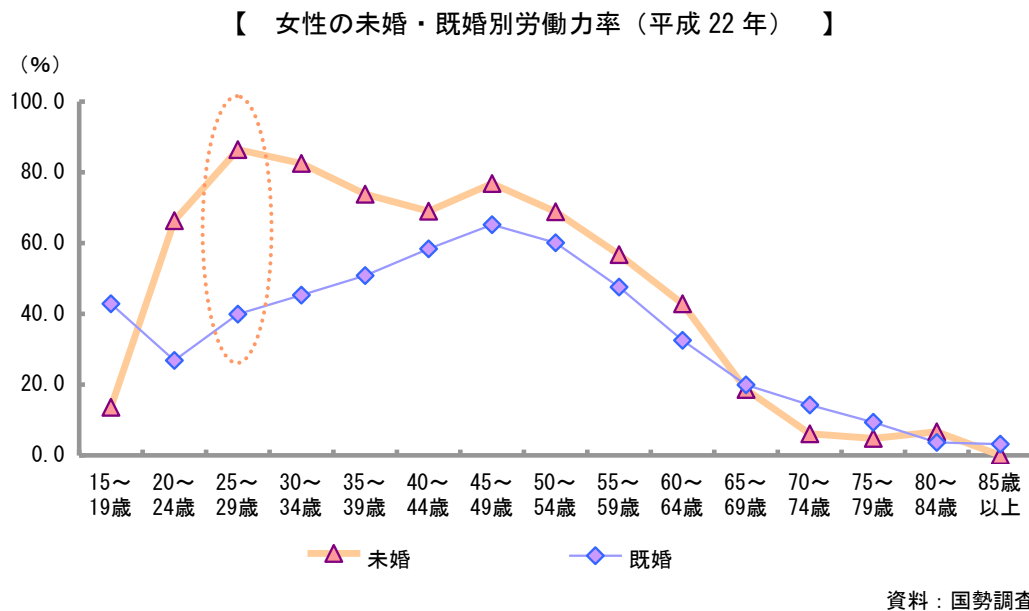
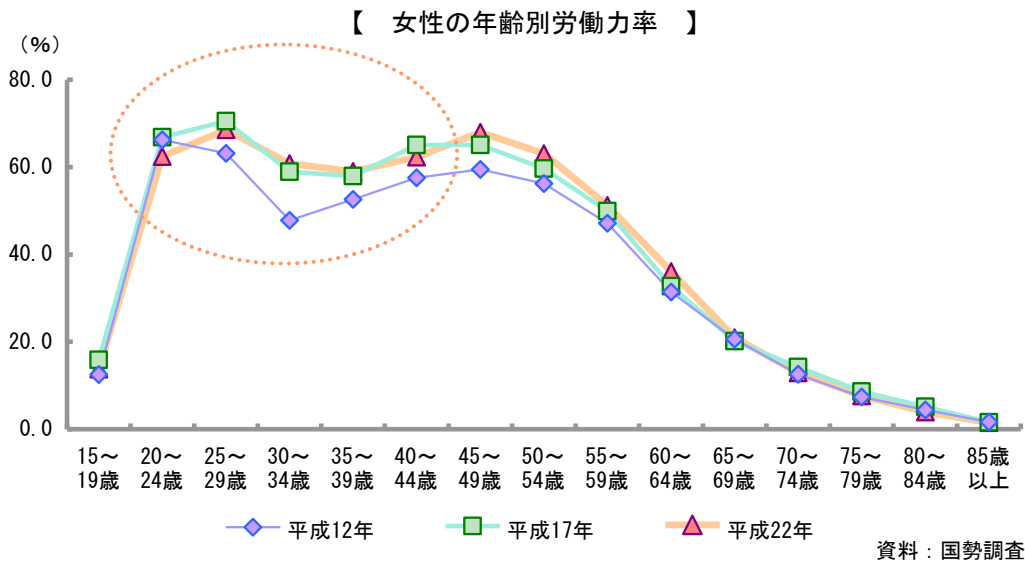
桜井市の世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が最も高く約6割を占めており、平成7年以降横ばいです。また、単独世帯の占める割合は年々増加しており、平成22年で2割を超えています。3世代世帯を含む、その他の世帯の割合は平成2年の27.6から、20年間で10ポイント以上減少し、平成22年で16.4となっています。



(6) 女性の労働状況

桜井市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、落ち込みの大きい30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20歳代から30歳代において、20ポイント以上労働力率が高くなっており、特に25～29歳で46.5ポイントの差となっています。

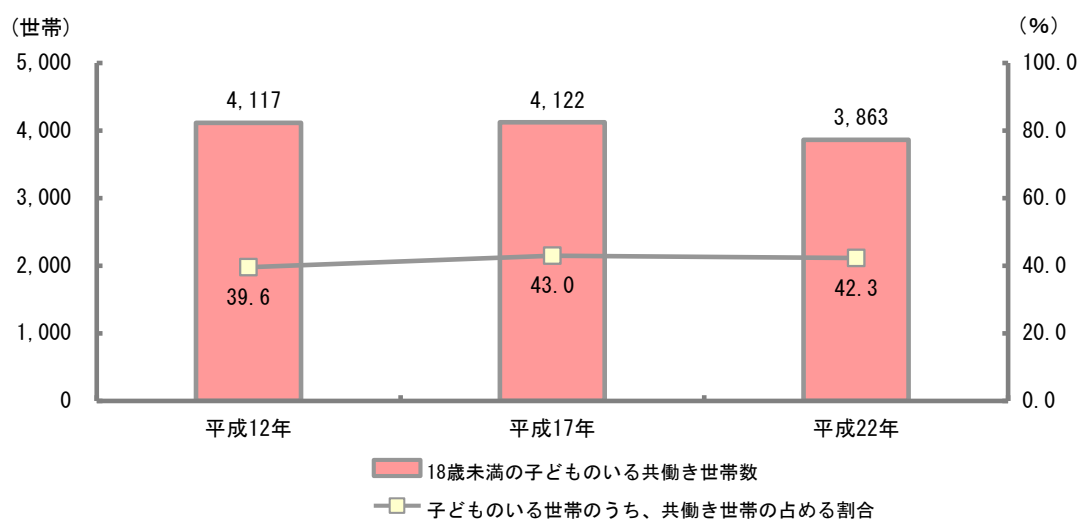


(7) 共働き世帯の推移

桜井市の共働き世帯の状況をみると、18歳未満の子どものいる共働き世帯数は、平成17年から平成22年で約300世帯減少しており、3,863世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は約4割で、平成12年から平成17年で3.4ポイントを上げて後、横ばいとなっています。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査

2 アンケートからみられる現状

(1) お子さんご家族の状況について

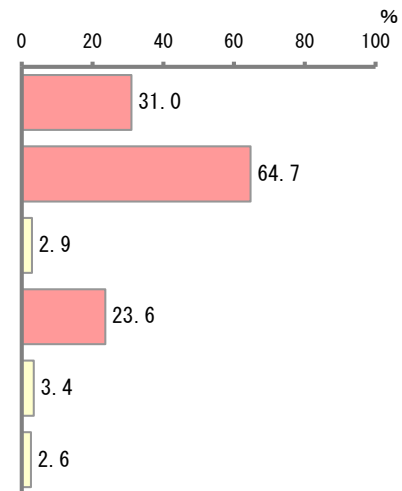
① 子どもをみてもらえる親族・知人

・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が64.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が23.6%となっています。

【就学前子ども調査】

N = 416

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
 いずれもない
 無回答



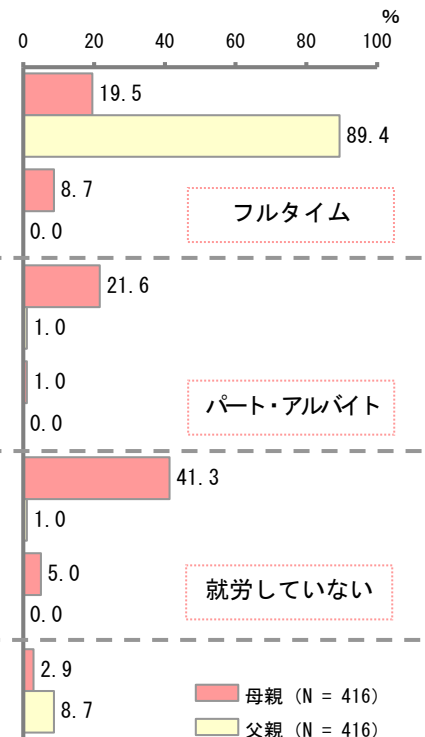
② 母親と父親の就労状況

・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が41.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が21.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.5%となっています。

・父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が89.4%と最も高くなっています。

【就学前子ども調査】

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 以前は就労していたが、現在は就労していない
 これまで就労したことがない
 無回答



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は、全体で60.1%となっています。

・その内訳は、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」の割合が45.6%と最も高く、次いで「市立・私立幼稚園（通常の教育時間の利用）」の割合が44.8%、「市立・私立幼稚園の預かり保育（通常の教育時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が14.8%となっています。

【就学前子ども調査】

N = 250

市立・私立幼稚園（通常の教育時間の利用）

市立・私立幼稚園の預かり保育（通常の教育時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）

事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）

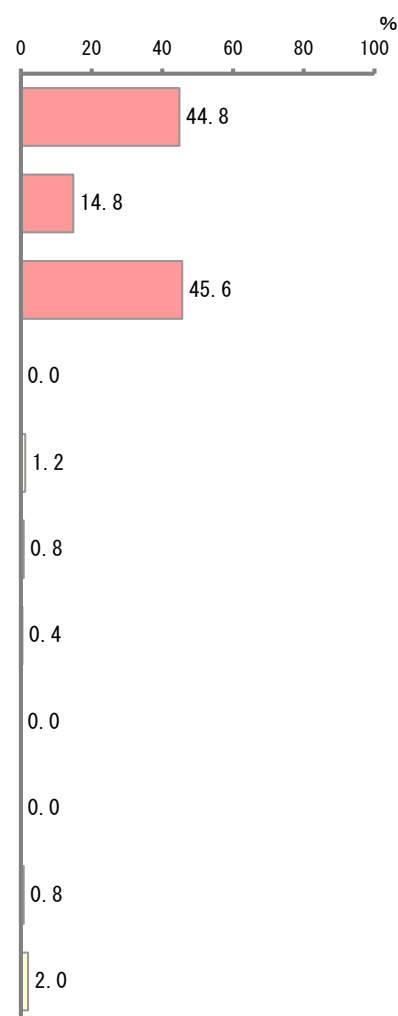
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）

認定こども園【現在、桜井市では整備されていません】（幼稚園と保育施設の機能をあわせ持つ施設）

その他

無回答



② 平日利用したい教育・保育事業

・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「幼稚園（通常の教育時間の利用）」の割合が56.0%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が48.6%、「幼稚園の預かり保育（通常の教育時間終了後、預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が35.1%となっています。

【就学前子ども調査】

N = 416

幼稚園（通常の教育時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の教育時間終了後、預かる事業のうち定期的な利用のみ）

認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）

認定こども園（幼稚園と保育施設の機能をあわせ持つ施設）〔現在、桜井市では整備されていません〕

小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）

家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）

事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）

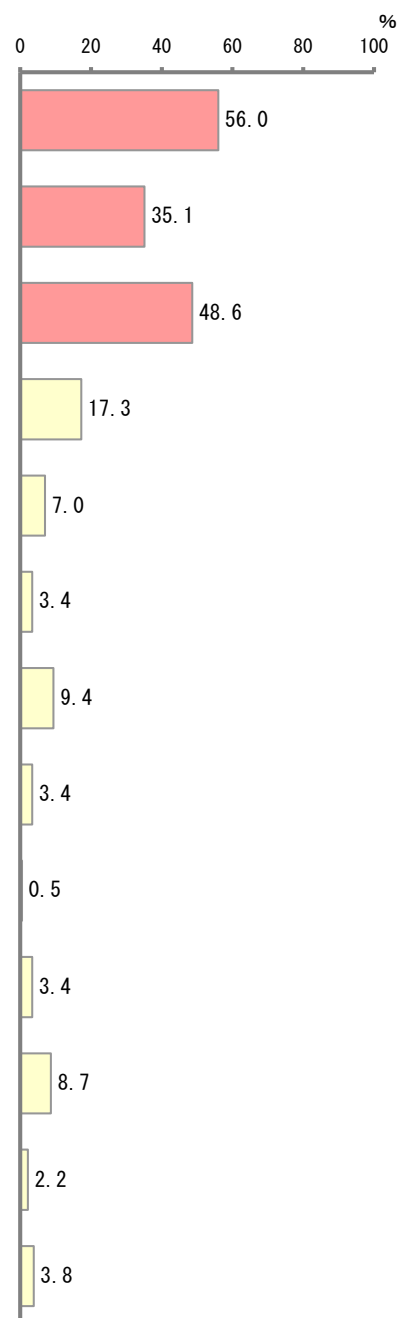
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）

ファミリー・サポート・センター（地域のサポーターが子どもを預かる事業）

その他

無回答



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が86.3%と最も高くなっています。

【就学前子ども調査】

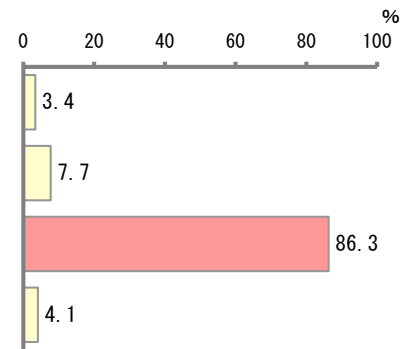
N = 416

地域子育て支援拠点施設
(支援センターあすか)

市で実施している類似の施設

利用していない

無回答



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が69.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が15.6%となっています。

【就学前子ども調査】

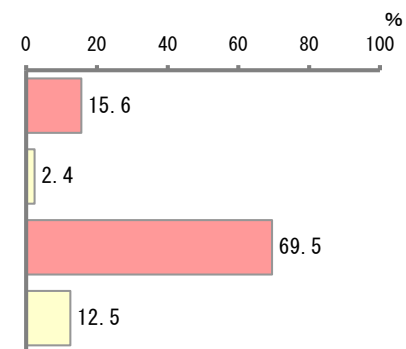
N = 416

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

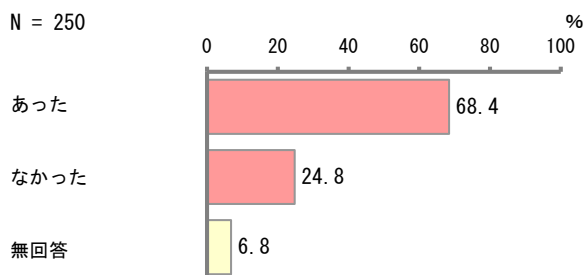
無回答



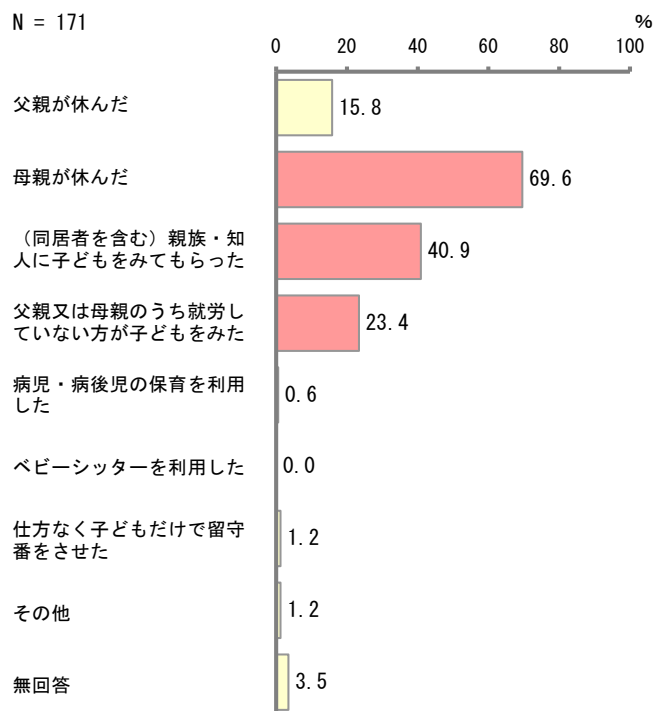
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前子ども調査】



【就学前子ども調査】



- ・1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が68.4%、「なかった」の割合が24.8%となっています。
- ・対処方法として、「母親が休んだ」の割合が69.6%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が40.9%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が23.4%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気の
ため以外に、私用、親の通院、
不定期の就労等の目的で不
定期に利用している事業は
あるかについて、「大規模施
設で子どもを保育する事業
(例：幼稚園・保育所等)」
の割合が73.4%と最も高く、
次いで「小規模施設で子ども
を保育する事業(例：支援セ
ンターあすか)」の割合が
36.4%、「会員サポーターが
子育て家庭等の近くの場所
で保育する事業(例：ファミ
リ－サポート・センター等)」
の割合が18.9%となってい
ます。

【就学前子ども調査】

N = 143

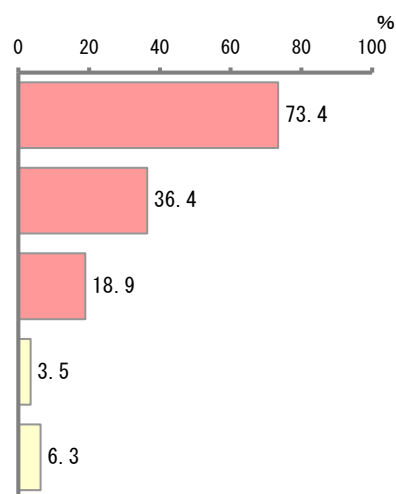
大規模施設で子どもを保育
する事業(例：幼稚園・保
育所等)

小規模施設で子どもを保育
する事業(例：支援セン
ターあすか)

会員サポーターが子育て家
庭等の近くの場所で保育す
る事業(例：ファミリー・
サポート・センター等)

その他

無回答

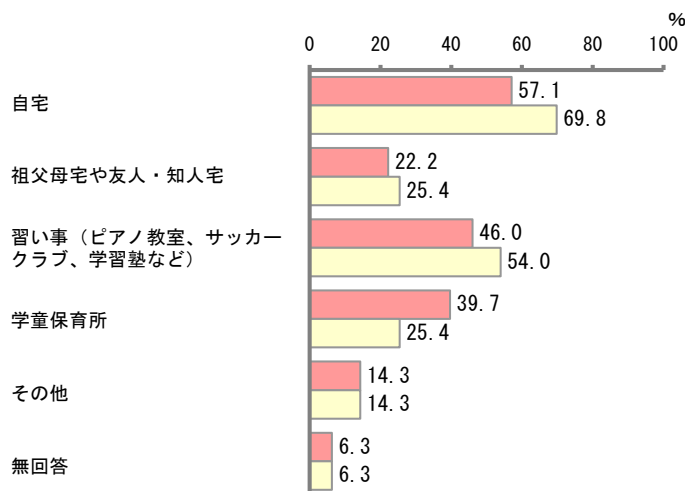


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●●●

① 就学前子どもの保護者の小学校にあがってからの希望

・お子さんについて、小学校低 【就学前子ども調査】

学年(1～3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が57.1%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が46.0%、「学童保育所」の割合が39.7%となっています。



・小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が69.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が54.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「学童保育所」の割合が25.4%となっています。

② 小学生の保護者の希望

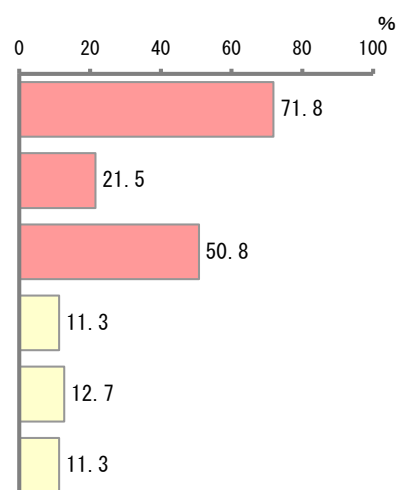
・お子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしているかについて、「自宅」の割合が71.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」の割合が50.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が21.5%となっています。

・学童保育所を利用している方で、小学4年生以降の放課後の過ごし方についての希望では、「学童保育所を利用したい」の割合が71.4%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」の割合が28.6%、「子どもに自宅の留守番をさせたい」の割合が18.4%となっています。

【小学生調査】

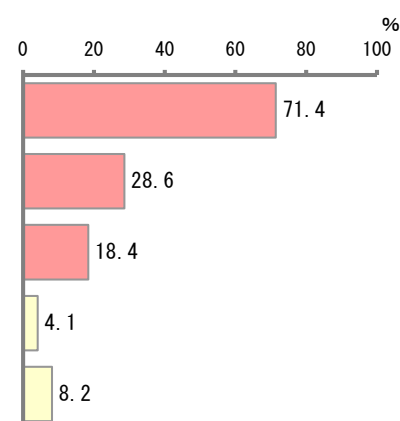
N = 433

場所	割合 (%)
自宅	71.8
祖父母宅や友人・知人宅	21.5
習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	50.8
学童保育所	11.3
その他	12.7
無回答	11.3



N = 49

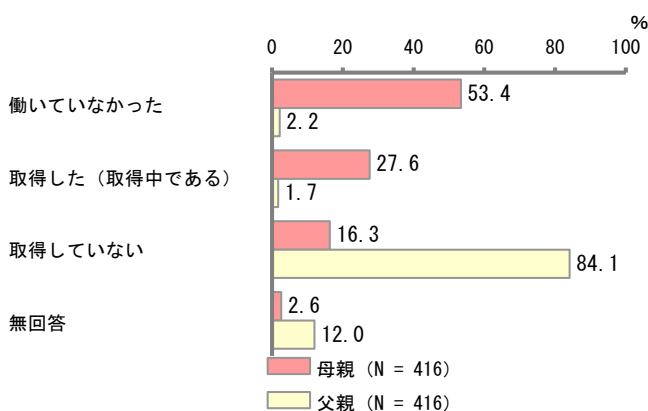
希望	割合 (%)
学童保育所を利用したい	71.4
スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい	28.6
子どもに自宅の留守番をさせたい	18.4
その他	4.1
無回答	8.2



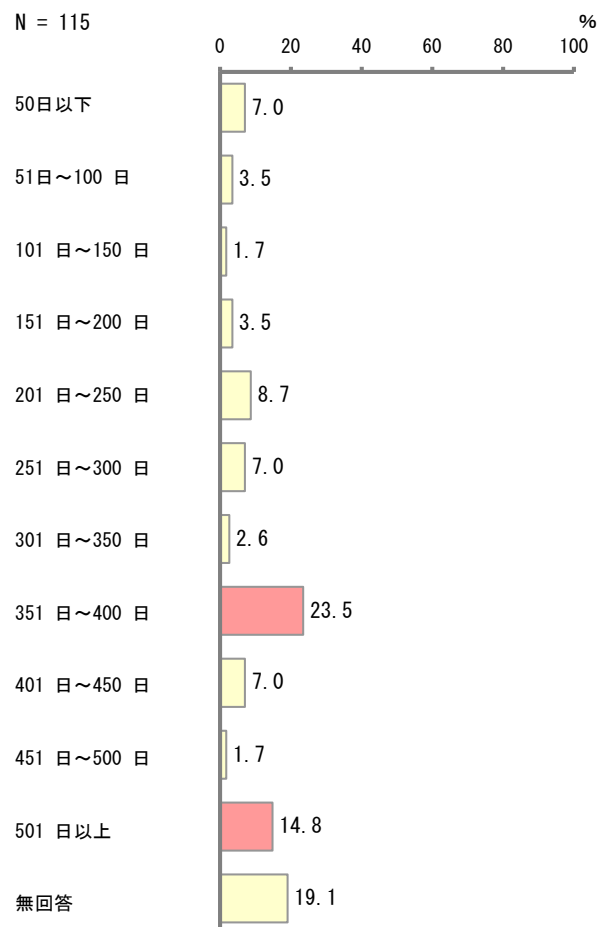
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

【就学前子ども調査】



【就学前子ども調査】



- ・ 育児休業を取得したかについて母親では、「働いていなかった」の割合が53.4%と最も高く、次いで「取得した (取得中である)」の割合が27.6%、「取得していない」の割合が16.3%となっています。父親では、「取得していない」の割合が84.1%と最も高くなっています。
- ・ 取得期間について母親では、「351日～400日」の割合が23.5%と最も高く、次いで「501日以上」の割合が14.8%となっています。父親では、「50日以下」が4件となっています。

② 取得していない理由

【就学前子ども調査】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に) 仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	68	16.2	0.0	2.9	4.4	0.0	1.5	1.5	0.0	1.5	41.2	23.5	7.4	0.0	2.9	8.8	26.5
父親	350	22.3	26.6	0.0	4.6	3.4	21.7	1.4	17.1	36.0	0.3	13.4	0.3	1.7	0.0	3.7	23.7

- ・育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が41.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が23.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が16.2%となっています。
- ・父親では、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が36.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が26.6%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が22.3%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで必要な支援・対策

単位：%

	件数	妊産婦、乳幼児の健康診断や保育指導など母子保健サービスの充実	子育てに関する情報の提供・相談体制の充実	ファミリーサポート事業や子育て支援事業など子育て支援サービスの充実	子育てサークルなど子育て活動を行う団体の育成	学童保育所などの充実	乳児保育や一時保育、病児保育などの多様な保育サービスの充実	児童発達支援センターなどの充実	働き方に関する意識改革、男性の子育て参加促進	子どもを対象とした生涯学習やイベントの充実	子どもを対象とした地域主体の運動機能の充実	子どもを対象とした居場所づくり	子どもの自主活動の支援など、子どもの居場所づくり	安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備	安心して子どもを遊ばせることができる公園などの整備	子連れで外出しやすい施設やまちの環境整備の推進	地域で子育て・子育てを支える環境の整備	その他	特になし	無回答
小学生	433	4.8	6.2	10.6	3.7	14.8	15.9	6.5	13.4	5.8	16.9	30.0	56.6	22.9	12.0	3.5	2.8	10.9		

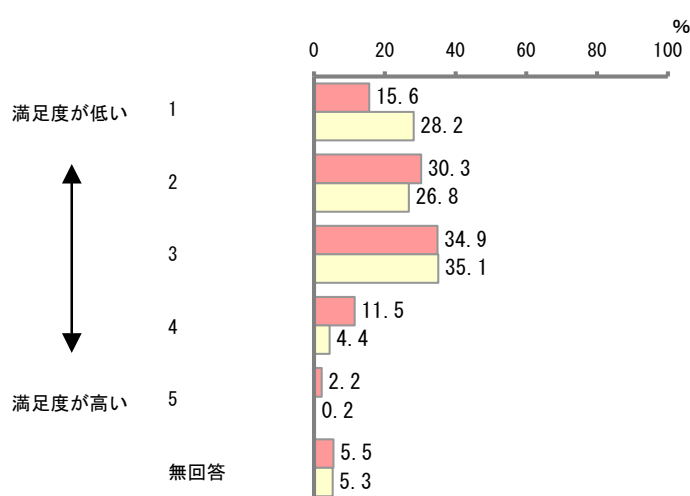
・子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて小学生調査では、「安心して子どもを遊ばせることができる公園などの整備」の割合が56.6%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」の割合が30.0%、「子連れで外出しやすい施設やまちの環境整備の推進」の割合が22.9%となっています。

② 子育ての環境や支援への満足度

・桜井市における子育ての環境 【就学前子ども・小学生調査】

や支援への満足度について就学前子ども調査では、「3」の割合が34.9%と最も高く、次いで「1」の割合が15.6%、「2」の割合が30.3%となっています。

・小学生調査では、「3」の割合が35.1%と最も高く、次いで「1」の割合が28.2%、「2」の割合が26.8%となっています。



3 桜井市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

桜井市の子どもをめぐる現状やニーズ調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

(1) 質の高い教育・保育を受けられる環境整備 ●●●●●●●●●●

現状と課題

桜井市の就学前子ども数は、少子高齢化が進む中、減少傾向で推移していますが、就学前施設（認可保育所・幼稚園）の在籍児童数は、保育所では0、1～2歳児で、幼稚園では全体で増加しています。

少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基盤となる時期で、子どもの心身の健やかな成長にきわめて重要であり、こうした中、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境整備が必要となる一方で、保育所の入所にあたっては、保育士の確保に困難な状況でもあります。

また、近年、幼稚園・保育所・認定こども園・学校において、発達障害など特別な配慮が必要な子どもたちが増加傾向にあり、しょうがい特性等に配慮した対応や支援も求められています。

(2) 保育ニーズの高まりへの対応 ●●●●●●●●●●

現状と課題

全国的にみると、子育て世代（30歳代前半）の労働力率をみると増加しており、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

このような状況の中、就学前施設の入所状況をみると、認可保育所の在籍者数は0、1～2歳児では、増加傾向で推移しています。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、幼稚園等の既存施設の活用を図りながら、保育所の入所を希望する0歳から5歳児の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子ども・子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

(3) 子育て家庭を支える地域づくり ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

現状と課題

これまで本市では、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の解消に向けて、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場づくりを進めてきました。

平成 25 年度に実施したアンケート調査においては、「子育て支援センター」をはじめとした子育て支援事業の認知度が非常に高く、利用希望も高いことから、子育て支援事業のさらなる充実が求められています。

また、アンケート調査から、わずかながら、誰にも相談する人がいない、子どもを親族・知人等の誰にもみてもらうことができないなど、子育ての不安感、孤立感を持つ保護者の姿がうかがえます。

そのため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども・子育て家庭の不安や孤立感を解消し、妊娠期から安心して、また喜びを感じながら子育てができるよう支援していくことが求められます。

1 基本理念

本計画では、桜井市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念「子育て満開のまち さくらい～地域全体で咲かせる子どもと親の夢」の考え方を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義や子ども・子育て支援アンケート調査の結果を踏まえ、桜井市のめざす将来像として、次のように基本理念を定めます。



子育て満開のまち さくらい
～地域全体で咲かせる子どもと親の夢～

2 基本的な視点

子どもの視点に立った支援

桜井市で育つ子どもが家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていけるよう、子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

切れ目のない支援

すべての家庭及び子どもに対して、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

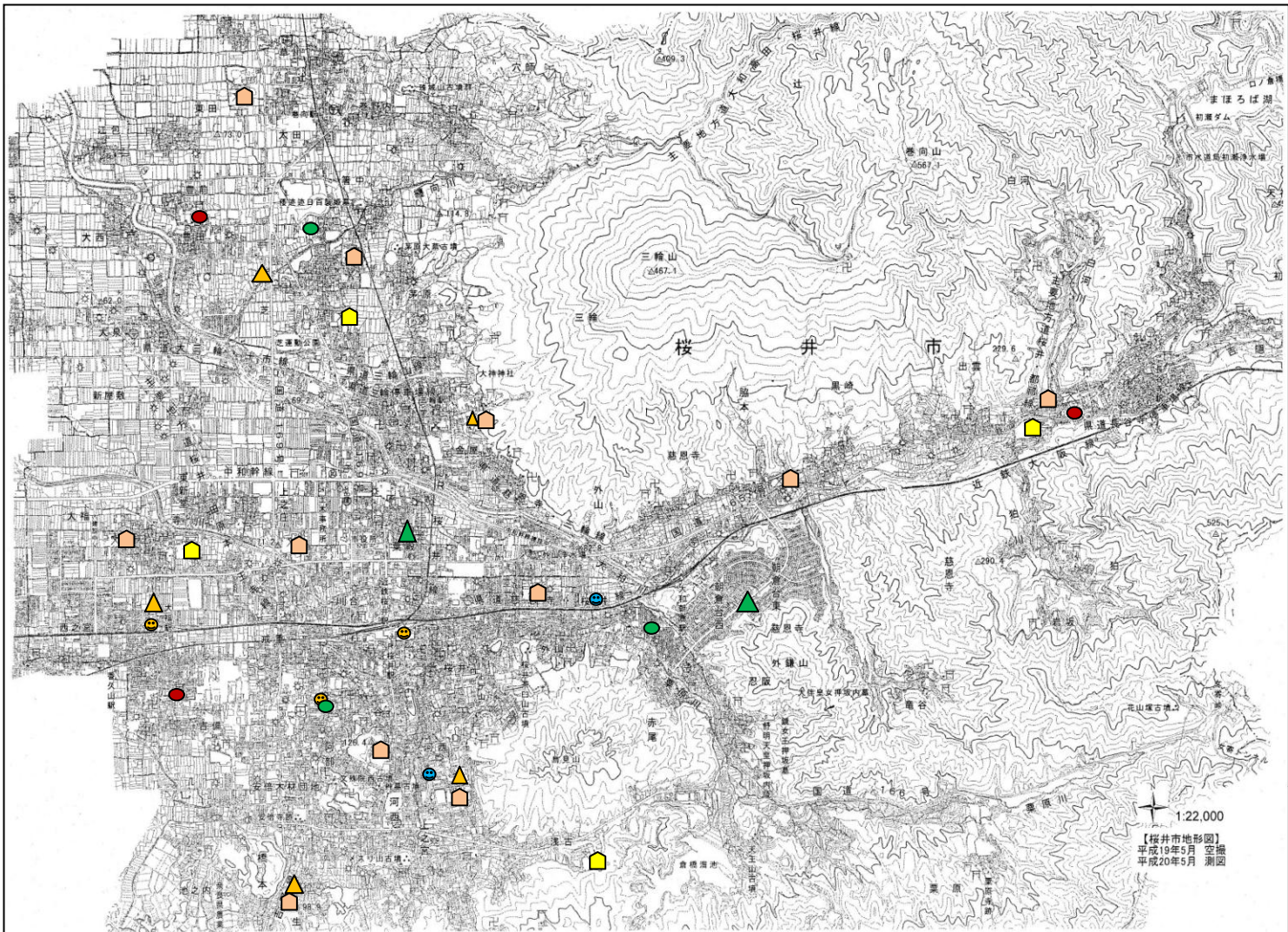
3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では行政区1圏域を教育・保育提供区域と設定します。

これらの理由から、行政区1圏域を教育・保育提供区域の基本とした上で、アンケート調査結果に基づき各中学校区の中でさらなる需要分析を行い、1圏域の妥当性をみていくものとします。

市内の子育て支援関連施設



1 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

(1) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●●●



【今後の方向性】

- 現状の教育・保育施設で、ニーズに応えることができると思います。
- ニーズ調査から、認定こども園のニーズもあることから、今後のニーズ量を見極めながら、認定こども園の設置について検討していきます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の需給バランスを考えながら整備を検討していきます。

【1号認定及び2号認定】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量の 見込み	1号認定	609人	584人	570人	560人	557人
	2号認定	693人	664人	649人	638人	634人
	計	1,302人	1,248人	1,219人	1,198人	1,191人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	1号認定	590人	590人	590人	590人	590人
	2号認定	859人	859人	859人	859人	859人
	計	1,449人	1,449人	1,449人	1,449人	1,449人
確認を受けない幼稚園		560人	560人	560人	560人	560人
認可外保育施設		30人	30人	30人	30人	30人
提供量合計		2,039人	2,039人	2,039人	2,039人	2,039人
過不足分（提供量－ニーズ量）		737人	791人	820人	841人	848人

【3号認定（0歳）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み		67 人	66 人	65 人	64 人	62 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設		141 人	141 人	141 人	141 人	141 人
地域型保育	小規模保育	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	家庭的保育	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	居宅訪問型保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確認を受けない事業所内保育		11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		159 人	159 人	159 人	159 人	159 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		92 人	93 人	94 人	95 人	97 人

【3号認定（1・2歳）】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量の見込み		402 人	401 人	394 人	387 人	380 人
提供量（確保方策）						
特定教育・保育施設		417 人	417 人	417 人	417 人	417 人
地域型保育	小規模保育	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	家庭的保育	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	居宅訪問型保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確認を受けない事業所内保育		39 人	39 人	39 人	39 人	39 人
認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
提供量合計		472 人	472 人	472 人	472 人	472 人
過不足分（提供量－ニーズ量）		70 人	71 人	78 人	85 人	92 人

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

- 時間外保育事業については、継続して実施していきます。
- 仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績に合わせた延長保育のさらなる充実に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	116 人	113 人	111 人	109 人	107 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
提 供 量	355 人	355 人	355 人	355 人	355 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	239 人	242 人	244 人	246 人	248 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【今後の方向性】

- 児童の安全を確保するため、小学校敷地内での開設をめざしています。今後は、桜井小学校敷地内での開設の検討を進めていきます。
- 国では、高学年までを受け入れることとなっています。本市では、原則として低学年を対象としておりますが、定員に余裕のある場合は6年生までの受け入れも行ってまいりました。当面の間、このような方法で継続してまいります。
- また、児童の安全の確保及び質的向上を図るため、有資格者をもって20人に対して指導員1名を配置していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 ～ 3 年 生 量 の 見 込 み	322 人	316 人	307 人	298 人	286 人
4 ～ 6 年 生 量 の 見 込 み	269 人	257 人	252 人	254 人	249 人
計	591 人	573 人	559 人	552 人	535 人
全 学 年 確 保 量	590 人	590 人	590 人	590 人	590 人
過 不 足 (確保量-量の見込み)	△1 人	17 人	31 人	38 人	55 人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

- 陽だまり政策の中で市の子育て支援拠点施設を整備し、事業内容や拠点施設についても見直すこととしており、つどいの広場などの居場所づくり、家庭児童相談やファミリーサポートセンター事業などの相談や援助事業も含め、その拠点施設で開設できるよう検討していきます。
- 関係機関団体との交流を図り、子どもや子育ての事業についてもさらに見直しを図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	17,913 人日	17,702 人日	17,371 人日	17,053 人日	16,666 人日
実 施 箇 所 数 (確保方策)	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所
提 供 量	8,661 人日	8,661 人日	8,661 人日	9,900 人日	16,900 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	△9,252 人日	△9,041 人日	△8,710 人日	△7,153 人日	234 人日

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望に応じて、希望する子どもを対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

- 現在は、公私立幼稚園で実施しています。今後は公立幼稚園での預かり時間の延長については、人的な体制を含め、よりいっそうのニーズに 대응していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	2,457 人日	2,357 人日	2,302 人日	2,261 人日	2,246 人日
ニーズ量(2号認定による利用)	2,712 人日	2,602 人日	2,541 人日	2,496 人日	2,480 人日
実施箇所数 (確保方策)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
提 供 量	13,500 人日	13,500 人日	13,500 人日	13,500 人日	13,500 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	8,331 人日	8,541 人日	8,657 人日	8,743 人日	8,774 人日

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業 ●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【今後の方向性】

- ニーズに応じていくため、公立保育所における一時保育事業を検討していきます。
- 子育て拠点施設の拡充に合わせ、一時預かり保育事業を実施していきます。
- また、ファミリーサポートセンター事業などとの事業を組み合わせることにより、提供量の確保に努めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	1,233 人日	1,203 人日	1,178 人日	1,157 人日	1,140 人日
実施箇所数 （確保方策）	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
提 供 量	30 人日	330 人日	330 人日	330 人日	330 人日
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	△1,203 人日	△873 人日	△848 人日	△827 人日	△810 人日

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

- 本市では平成26年5月に定員3名の病児保育所を開設しました。今後も、利用者が利用しやすいシステムも検討し、継続して実施していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	71人日	69人日	67人日	66人日	65人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提 供 量	780人日	780人日	780人日	780人日	780人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	709人日	711人日	713人日	714人日	715人日

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

子育ての援助を求める会員とそのサービスを提供できる会員で組織し、援助を求める会員が子育てで援助の必要なときに、一時的、臨時的に、有償で、子育ての援助に応える事業です。

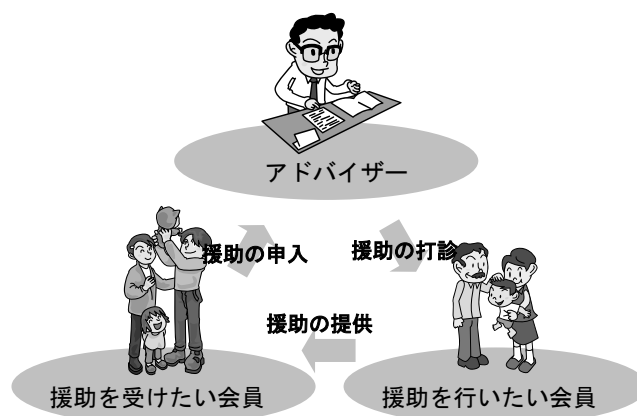
援助を求める会員は、おおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【今後の方向性】

- 本市では、現在ファミリーサポートセンター事業を実施していないため、平成27年度にサービスを提供できる市民を募集して講習会を開催し、平成27年度後半もしくは平成28年度から事業を開始していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	672 人日	653 人日	637 人日	627 人日	608 人日
提 供 量	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日	1,500 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	828 人日	847 人日	863 人日	873 人日	892 人日

ファミリーサポートセンター事業とは、子育てをお手伝いしたい人（協力会員）と、お子さんをお持ちの子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）、そして子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人（両方会員）とで組織し、地域の会員同士で子育てを支援しあう活動です。（一定の利用料金が、かかります）



(9) 利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいた情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用を助言する。
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努める。
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

【今後の方向性】

- 本市においては、就学前の教育・保育施設への入所の際、子育て支援を希望する方に、適時、適切な助言を行っています。
- このような中で本事業は、新たな専門的知識をもつ人材を配置することになっていきます。本市としては、事業内容や先進事例の研究、事業効果等をさらに検討して対応していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【今後の方向性】

- 妊娠届けから受診券の交付、リスクの早期発見と適切な指導ができる体制づくりの充実を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	5,748 人	5,640 人	5,544 人	5,424 人	5,340 人
提 供 量	6,706 人	6,580 人	6,468 人	6,328 人	6,230 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	福祉保健部健康推進課保健師が母子健康手帳の交付から、妊娠・出産・産後の切れ目ない保健指導を今後も引き続いて行います。				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【今後の方向性】

- 現状を継続して実施していくとともに、子育て支援や母子保健との連携を図っていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	432 人	424 人	417 人	408 人	401 人
提 供 量	432 人	424 人	417 人	408 人	401 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	現在、有資格者の職員がその専門的知識を有効に活用して、子育て情報の提供を行ってます。子育ての援助を今後引き続いて実施していきます。				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【今後の方向性】

- 相談・指導・助言する人材を育成して充実を図り、事業の充実に努めていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	30 人	50 人	100 人	100 人	100 人
提 供 量	50 人	100 人	120 人	120 人	120 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	専門職又は児童デイサービス事業所等に委託し、ニーズに応じていきます。				

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(要保護児童等に対する支援に資する事業)

児童虐待は年々増加傾向をたどり、大きな社会問題となっています。

児童虐待の対応として、児童相談所による専門的な対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談へのニーズも増大しています。

こうした相談においては、市町村の身近できめ細やかなネットワークによる対応が求められることから、市町村では「要保護児童対策地域協議会」を設置して、支援のためのネットワークを構築しており、その果たす役割は大きくなってきています。

桜井市では、平成 22 年に児童虐待による死亡事件がありました。

この事件を受け、様々な角度から専門的な方々による検証が行われ、市民啓発やネットワーク関係機関との連携強化、構成員の専門性の向上、母子保健と児童福祉との連携の強化など課題が出されました。

本市としては、平成 23 年度に市民啓発やネットワークのさらなる構築、子どもの見守りの強化などに取り組み、平成 24 年度には相談体制の拡充、環境整備などを、平成 25 年度からは相談員の資質向上と関係機関との連携強化につとめ、妊娠から出産、子育て支援へと有機的につながる仕組みづくりを構築してきました。

【児童虐待対応件数】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童虐待対応件数	80 件	95 件	111 件	165 件	301 件

【今後の方向性】

- 子育て支援と母子保健に一体的に取り組めるよう、市内中心部に「拠点となる施設」を確保し、妊娠届から出産、子育て支援へと切れ目なくワンストップで総合的に相談を受け、適切なサービスや親子の支援、居場所づくりなどができる環境整備をおこなうこととしています。
- 児童虐待に対しては、早期発見・早期対応が求められています。そのためには関係機関や関連事業との連携をさらに密にした取り組みやネットワーク関係機関構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、県や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら進めることとしています。
- また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの実施が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実をめざして取り組むこととしています。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の質の確保に関する事項

(1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、保育所・幼稚園や認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に応じた保育・教育内容、保育・教育環境の充実に努めます。

(2) 幼稚園教員・保育士の資質の向上

幼稚園教員と保育士の合同研修など、幼稚園・保育所・認定こども園の連携を進め、情報の共有、相互理解を深め、幼稚園教員・保育士の資質の向上を図るとともに、就学前教育から小学校への円滑な移行ができるように幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化し、子どもの生活・育ちの連続性を大切にしていきます。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知するとともに幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に努めます。

また、認定こども園、幼稚園及び保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(1) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童への権利侵害対策の充実

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実とともに、子育て支援や子育て支援につながる各種講座・教室の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

しょうがいのある子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるように、一人ひとりのしょうがいの状況に応じた、ライフステージを通じた一貫したきめ細かい支援体制の構築・相談体制の充実を図っていくとともに、しょうがい児が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との円滑な連携により総合的な取り組みを推進します。

1 行政機関の連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、保育所、幼稚園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を行うために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「桜井市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

1 桜井市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、桜井市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第6条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(作業部会)

第7条 会議は、専門の事項を研究するため必要があるときは、作業部会を設けることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 桜井市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月桜井市条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 桜井市子ども・子育て会議委員名簿

番 号	条 例 根 拠	役 職	氏 名	所 属
1	学識経験者	講 師	米田 紀子	奈良文化女子短期大学
2	学識経験者	教 授	○粕井みづほ	畿央大学教育学部
3	学識経験者	会 長	◎岡本 和美	桜井市要保護児童対策地域協議会
4	子ども関係団体	代 表	菖蒲 良子	ドリームハウス
5	子ども関係団体	代 表	太地 久恵	NPO法人 おひさまひろば
6	教育関係者	会 長	池田 正秀	桜井市公立小学校長会（三輪小） （平成 26 年度）
		会 長	谷村 浅明	桜井市公立小学校長会（城島小） （平成 25 年度）
7	教育関係者	会 長	西田 啓子	桜井市公立幼稚園長会（桜井西幼）
8	教育関係者	代 表	宮本 忠史	私立幼稚園（畿央大学付属幼）
9	教育関係者		中井 紀子	社会教育委員
10	保育関係者	代 表	河村喜太郎	私立保育所（飛鳥学院保育所）
11	保育関係者	会 長	山本 愛子	桜井市保育会（第1保育所） （平成 26 年度）
		会 長	南部八千代	桜井市保育会（第2保育所） （平成 25 年度）
12	子どもの保護者	会 長	高本 敏浩	桜井市幼・小・中PTA協議会 （平成 26 年度）
		会 長	柴嶋 勇次	桜井市幼・小・中PTA協議会 （平成 25 年度）
13	子どもの保護者	会 長	舩田 千恵	桜井市公立保育所保護者会 （平成 26 年度）
		会 長	池原 美穂	桜井市公立保育所保護者会 （平成 25 年度）
14	公募の市民		山口 由加	公募の市民

※◎会長、○副会長

3 策定経過

開催日	審議内容等
平成 25 年 12 月 4 日 ～12 月 24 日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 416 通 回収率 41.6% 就学児童の保護者アンケート 配布 1,000 通 回収 433 通 回収率 43.3%
平成 25 年 12 月 20 日	第 1 回 桜井市子ども・子育て会議 1 委員委嘱について 2 正副会長の互選 3 桜井市子ども・子育て会議傍聴要領（案） 4 議題 （1）桜井市子ども・子育て支援事業の概要について （2）ニーズ調査について （3）今後のスケジュール
平成 26 年 2 月 28 日	第 2 回 桜井市子ども・子育て会議 1 報告事項 概要版 2 ニーズ調査結果から（概要） 3 量の見込みを考える上での基本的な考え方 ①教育・保育提供区域の範囲について ②質の高い教育・保育事業の総合的な提供について ・桜井市の現状 ・質の高い教育・保育事業の総合的な提供について ・総合的な提供について ③量の見込みを考える上での市としての考え方 4 その他
平成 26 年 5 月 16 日	第 3 回 桜井市子ども・子育て会議 1 ニーズ調査結果報告 2 施設型給付事業の量の見込みについて 3 桜井市の子ども子育て支援に関する調査に基づく「量の見込み」について 4 桜井市の子育て支援の現状と課題について 5 今後のスケジュール
平成 26 年 8 月 8 日	第 4 回 桜井市子ども・子育て会議 1 量の見込み・確保方策について 2 保育所・幼稚園・認定こども園の今後のあり方 3 地域子ども子育て支援事業の今後のあり方
平成 26 年 9 月 26 日	第 5 回 桜井市子ども・子育て会議 1 桜井市子ども子育て支援事業計画案について
平成 27 年 1 月 5 日 ～1 月 20 日	桜井市子ども・子育て支援事業計画（案）についての意見募集（パブリックコメント）の実施
平成 27 年 2 月 25 日	第 6 回 桜井市子ども・子育て会議 1 報告事項 2 協議事項 （1）パブリックコメント意見の取り扱いについて （2）教育・保育施設の利用定員について （3）地域型保育事業の開設 （4）施設給付 教育・保育施設の利用料金の考え方について （5）その他

4 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。（平成14年4月より）

注）育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利（形成権）である。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

子育てサークル

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親同士からなるグループのこと。

【さ行】

事業者

市内の製造業、非製造業、卸売・小売業、サービス業、商店のほか、専門的な資格や技術を持った市民やその団体、また商店街や工場同士の連携などの組織も「事業者」と位置づける。

児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

0歳～2歳までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会を確保されることによって、ともに社会の活動に参画し、責任を担うこと。

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

ニーズ

社会的需要。

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能、を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

認可外保育施設

児童福祉法第 39 条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第 35 条第 4 項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が 6 人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など。発達障害の原因は、まだよくわかっていないが、小さい頃からその症状が現れると言われている。

病後児保育

病気の回復期にある乳幼児を対象に、集団保育の困難な期間に、専用室などで保育を実施すること。

ファミリーサポート

育児の手助けを必要とする人（利用会員）と手助けをしたい人（提供会員）の両者を結び付け、保育園の送迎やお子さんの預かり等をサポートすることにより仕事と育児の両立や、子育てする家庭を支援する事業。

放課後児童健全育成事業（桜井市では学童保育所を指す。）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。

【ら行】

リスク

危険（性）。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

桜井市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：桜井市福祉保健部児童福祉課
桜井市教育委員会事務局学校教育課
〒633-8585
奈良県桜井市大字粟殿 432-1

電話：0744-42-9111
F A X：0744-42-1747